

徳ト協発第71号
令和8年1月15日

会員各位

一般社団法人徳島県トラック協会
会長 湯浅恭介
(公印省略)

国土交通省による適正原価の設定に向けた書面調査の実施について

令和7年6月に成立、公布された貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律において、「運賃及び料金に係る適正原価」が新設されることとなりました。

国土交通省では、貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための原価を定めるにあたり、貨物自動車運送事業者の原価構造の実態等を把握する必要があり、下記概要にて、全ての貨物自動車運送事業者に対して、標記調査を実施することとなりました。本調査は貨物自動車運送事業法第60条に基づき報告を求めるものであり、回答の義務がある調査となります。

令和8年1月7日から順次調査票が発送されておりますので、届いた際には必ずご回答いただきますよう、お願ひいたします。

記

1. 調査対象事業者 全事業者

2. スケジュール

(1) 調査票発送

・ドライバン等：令和8年1月7日（水）から順次発送

※なお、特殊車両は、令和8年1月13日（火）から順次発送

(2) 回答期限

・ドライバン等：令和8年2月20日（金）まで

※なお、特殊車両は、令和8年2月27日（金）まで

3. 回答方法 ((1)、(2) のいずれか選択)

(1) WEBサイト上の回答 (<https://www.mlit.site>)

(2) E x c e lファイルに入力しメールにより返信

※やむを得ない場合には、同封の書面調査票にご記入いただき、

返信用封筒でご返送ください。

4. 調査内容 適正原価の設定に当たって必要なデータ

5. 本調査に関する問い合わせ先

○適正原価調査コンタクトセンター

電子メール：ask@mlit.site FAX：03-6273-0485

※なお、上記問い合わせ先に加えて、解説動画、FAQ一覧もWEBサイトに掲載されております。

以上